

令和5年度 町民税・県民税特別徴収の取扱い方について

地方税法、県税条例及び町税条例の規定により、給与所得者に対する町民税・県民税は特別徴収の方法によらなければならないことになっておりますので、新たに該当する事業所は勿論、今まで特別徴収をしていた事業所も、下記の取扱要領をよくご覧のうえ、ご協力をお願いします。

1. 特別徴収について

給与支払者が毎月の給与を支払う際に、納税者に代わって、その年税額を6月から翌年5月の12回に分けて、給与から差し引いて納めていただく方法です。

普通徴収の方法が、年税額を4回に分けて納税していただくのに比べて、納税者にとっては比較的納税しやすい方法です。(法321の3、321の5)

2. 特別徴収の指定について

特別徴収義務者として指定を受けますと法律の定めるところにより、個人の都合でこれを拒絶したり徴収をおこたることはできません。(法321の4)

3. 納税の通知書の交付及び確認について

同封いたしました通知書をすぐ納税者に交付してください。(法321の4)

- ・転勤・退職等により異動した従業員が記載されていないかご確認ください。
- ・特別徴収を予定している従業員全員が記載されているかご確認ください。

退職その他の事由によって交付不能の人がいましたら、異動届出書をつけてお返しください。

4. 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額に誤りがあったり、減免等によって税額が変更されたときは「税額変更通知書」を送付しますから、変更通知書に指定してある月から変更後の納付額によって徴収してください。なお、納税者の税額変更通知書はすぐ本人に交付してください。

(法321の6)

5. 納入申告書について(退職、異動)

異動のあったとき、又は退職所得のあったときは、納付額の納入とともに翌月10日までに納入申告書に必要事項を記入のうえ提出してください。

退職所得については分離課税による所得割を納入してください。(法50の5)(法328の5)

6. 退職又は転勤等の場合の未納納付額

一般の場合

退職や転勤などによって特別徴収をしなくなった納付額は、普通徴収の方法によって納付していただくことになります。

特別の場合

(1) 本年6月1日から12月31日までの間に退職した納税者で本人より申出があった場合、納税者に支払われるべき給与又は退職手当等から残りの税額を特別徴収の方法により一括徴収して翌月10日までに納入してください。

(2) 翌年1月1日から4月30日までの間に退職等のあった場合は、5月31日までの残りの税額を一括徴収してください。

7. 特別徴収の継続

4月2日以降において給与所得者である納税義務者の給与支払者が変わっても、納税義務者が希望し、新しい給与支払者を經由して、特別徴収の方法で徴収されたい旨の申し出があったとき、継続して特別徴収をいたします。

8. 徴収について

(1) 毎月給与支払の際納付額を徴収し、**翌月10日**までに納入書により納入してください。(法321の5)

(2) 納期限までに完納しないと法律に定めるところにより延滞金を徴収します。

9. 納付場所

東吾妻町役場	群馬銀行	あがつま農業協同組合
会計課	東和銀行	中央労働金庫
東支所	北群馬信用金庫	各金融機関の本支店
	ぐんまみらい信用組合	ゆうちょ銀行・郵便局

※上記場所での納入が困難な場合は、最寄りのゆうちょ銀行で納めてください。納入書はそのまま使用できます。手数料はかかりません。

なお、初めて納入する際には、別紙ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書を納入先の郵便局に提出してください。

市町村コード	口座番号	取りまとめ局
104299	00100-3-960976	東京貯金事務センター(〒330-9794)

10. その他

- ・退職、転勤等ありましたら異動届を速やかに提出してください。
- ・特別徴収に関する各種提出書類は、東吾妻町のホームページから印刷してご使用いただけます。

検索方法

(<https://www.town.higashiagatsuma.gunma.jp/www/genre/1404441308834/index.html>)

不明な点がある場合は、下記にお問合せください。

東吾妻町役場 税務課 住民税係 電話 0279-68-2111

eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用して行うことができる手続き

- 給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書の提出
- 特別徴収切替届出(依頼)書の提出
- 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書の提出
- 退職所得に係る納入申告書の提出
- 個人住民税(特別徴収税額・退職所得分)の納入(地方税共通納税システムによる電子納税)

詳細はeLTAXホームページをご参照ください。<https://www.eltax.lta.go.jp/>